

第 34 回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 24 年 7 月 23 日（月） 15 : 00～16 : 18
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、安部委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

前川内閣府大臣官房総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
- (2) 重点的な審議課題以外の課題の取扱いについて
- (3) その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 34 回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は川本委員、北村委員が所要のため御欠席です。また、縣委員が遅れて出席との連絡を受けております。

議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介いたします。

資料 1 「基本計画部会第 1 ワーキンググループの審議状況について（中間報告）」

資料 2 「基本計画部会第 2 ワーキンググループの審議状況について（中間報告）」

資料 3 「基本計画部会第 3 ワーキンググループの審議状況について（中間報告）」

参考としまして、第 32 回基本計画部会の議事録、第 33 回の議事概要をお手元に用意しております。

以上です。

○樋口部会長 それでは、早速議事に入ります。先月の基本計画部会で設置させていただきました 3 つのワーキンググループから本日は中間報告をいただくということになっております。この 1 か月間、担当分野の重点的な審議課題を中心に御議論をいただきました。

まず、本日はそれぞれのワーキンググループ会合の審議状況について中間報告をいただき、一とおりそれぞれの座長から御報告いただいた後に、質疑に入りたいと思います。

まず最初に第 1 ワーキンググループの深尾座長から御報告をお願いいたします。

○深尾部会長代理 では、第 1 ワーキンググループの審議状況について御報告します。

お手元の資料 1 を御覧ください。この資料 1 では、最初に第 1 回と第 2 回の議事概要がありまして、比較的重要と思われるところにアンダーラインが引いてあります。

その後ろに、第 1 ワーキンググループの審議スケジュール等が資料 1 - 2 として付いています。ここで見ていただくとわかるように、第 1 回、第 2 回を済ませたところでして、まだ第 3 回、審議結果を取りまとめる第 4 回が残されているという状況になっています。

15 ページ、資料 1 - 3 にありますとおり、第 1 ワーキンググループで重点的な審議課題としたものは、この 15 ページ以下にあるとおりで、これについては既にここでお認めいただいているわけですが、これを中心にそれ以外についても施行状況全般について議論をしました。

この資料 1 - 1 のうちの最初の方、議事概要に従って、順次御報告をさせていただきたいと思います。

第 1 ワーキンググループの第 1 回の会合は、6 月 29 日に開かれました。お手元の 1 ページ目を御覧ください。委員としては、私のほか、西郷委員、中村委員に御出席いただいています。学識経験者として、木村福成慶應義塾大学教授。それから、各府省、事務局等の方々に出席していただきました。

第 1 回の主な議事は、この議事次第に書いてありますとおり、第 1 ワーキンググループの具体的な審議方法等について議論をした後、重点的な審議課題のうちで「①グローバル化の進展に対応した統計の整備」の問題と「②国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」について、主に議論しました。その他についても一部議論をしています。

以下、重点のみ取り上げながら、内容を御説明します。

最初に重点課題のヒアリングとして、お手元の 2 ページ目を見ていただきたいのですが、グローバル化の進展に対応した統計整備について、学識経験者として木村福成慶應義塾大学教授から報告をいただきました。

説明のポイントはここに書きましたとおり、80 年代以降、産業単位の国際分業から生産工程やタスク単位の国際分業に分業が進展しているということ。企業活動の把握が経済のグローバル化を把握する上で鍵であり、事業所・企業ベースのマイクロ／パネルデータの

整備。労働関連統計とのリンクや国際貿易統計の企業単位への還元等が非常に重要であること。企業国籍に基づく統計も更に充実していくべきこと。そういった御指摘がありました。

各府省からのヒアリングについては、まず貿易統計について。これは実施困難という回答があったという点と、府省の実施評価について実施困難とされた点と関わりますが、これについて財務省から説明が行われました。

主な議論としてはここに挙げたとおりですが、特に重要と思われる点は、2008SNA では委託加工だけの取引は財貿易には計上せず、サービス貿易に計上することになるため、同項目を日本が採用することになると、国民経済計算において委託加工貿易に関する情報を提供してもらうことが必要になるという御指摘。

基幹統計化を実施困難としている理由としては、ここにあるとおり2つあって、1つは貿易統計の作成は国際条約や国際基準に基づいて決められているということ。貿易統計の基となる輸出入申告の項目追加につながるとすると、輸出入業者の負担増になる反対が強いこと。

こういう指摘が財務省側からありましたが、これについては仮に基幹統計になっても、国際条約や国際基準に反する形で統計基準等を決めるとは考えられないことや、回答者の負担については十分に注意していくこと。そういったことを前提にすれば、基幹統計についても可能であるのではないかという意見が中心でした。この点については、引き続き検討していただくことになっています。

3 ページの上段、貿易統計と企業統計とのマッチングの点については、やはりコストをできるだけ節約した形で、しかしグローバル経済の実態を知っていくという面で、どうしても非常に重要な課題であって、母集団情報データベースが本格稼働をした時点で、もう一回検討していただくということが意見の大宗を占めました。

関税局で心配されている問題として個別情報の秘密の保護の問題があるわけですが、これについては統計一般について当然言えることですが、当然十分配慮していくことは必要だと考えます。

海外事業活動基本調査について、経済産業省から報告がありました。経済センサスによって事業所・企業統計調査のときよりも、海外現地法人が多く捕捉できたわけですが、その理由についての説明等がありました。

回収率は70%と比較的高いわけですが、グローバル化を前提にすると、例えば回答を義務づける基幹統計に移行する可能性についても、引き続き検討していただくという意見になりました。

以上がグローバル化に関連した審議の状況です。

4 ページに移りまして「② 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」について、次に議論をしました。

内閣府から工程表に掲げる項目について、進行状況の説明が行われました。公共事業予算の執行状況に関する統計について、財務省、総務省、内閣府から説明が行われました。主な議論としては4ページの下段ですが、工程表の項目それぞれについて、非常によく対応、おおむね対応されているという委員の意見でした。ただし、経済センサスの導入に伴う代替推計は現行推計を上回るものではなく、精度安定性という意味でも何らかの方法で補完する必要がある。その重要な手段が供給・使用表であり、これも2016年度以降を踏まえて十分に合うスケジュールで引き続き検討していただきたいという重要な指摘がありました。

5ページですが、平成17年基準改定、これは既に済んでいる基準改定については、2004年と2005年のところで経済活動部門別の分類に断層があることや、生産面の統計の遡及が2000年以前はされていないことなど、いつごろ改善できるかなどについて説明が求められました。内閣府としては、今後予定している遡及改定作業で対応するという回答がありました。

一次統計との連携強化については、基本的に内閣府がこれだけ詳細に必要事項を出しているというのは、非常に画期的であるという評価があると同時に、これで内閣府として実施済みというわけにはいかなくて、今後、府省から出してもらって一次統計について、コストとベネフィットについて検討し、それを実現していくために内閣府にも引き続き、一次統計の課題の解決に向けた作業の一部を担ってもらった必要があるということで合意しました。

実施困難とされた公共事業予算の執行状況に関する統計についても議論があり、今後継続して議論していくことが必要という意見になりました。

国民経済計算については工程表の課題について、全部を議論することが時間不足のためにできませんで、6ページの中段に書いてあることですが、委員から質問、意見等を事務局に提出していただき、第3回以降、引き続き議論するという合意をしています。この部分は積み残しになっているという状況です。

以上が第1回の議事の概要の重点部分です。

次に、第2回の議事の概要について御説明します。お手元の資料1-1の第2回の議事概要の1ページ目からです。

委員としては、私のほか、川本委員、西郷委員、中村委員、廣松委員に御出席いただきました。学識経験者としては長岡貞男一橋大学イノベーション研究センター教授に、イノベーションと生産性の問題について御報告をお願いしました。それから、関係府省、事務局で御出席をいただいたのは、この部局の方々です。

議事としては、重点的な審議課題のヒアリングとして、「①経済統計の体系的な整理・再編」に関する問題と「②経済活動における生産性の計測」に関する問題。「③その他の課題」、それから、重点的な課題以外の一部の課題について議論しました。

経済統計の体系的な整備・再編については、総務省及び経済産業省から説明が行われました。主な議論としては、サービス産業動向調査と特定サービス産業実態調査の関係について、2つの調査はデータ移送などを行っており重複は大きな問題ではないが、2つの調査は規模や目的が違い、将来的に前者の基幹統計化の際には役割分担など調整が必要である。特に後者が調整している産業ごとの特性事項は施策上重要であり、どのように今後も情報を確保していくかについて、慎重な検討が必要であるという意見がありました。

調査の網がかかっていい分野が特にサービス産業で多いことが問題であるという指摘がありました。サービス産業動向調査は、サービス業全体が対象だが、経費などの構造面の情報はとらえられておらず、構造統計に近い特定サービス産業実態統計調査は、一方で28産業に限定されているという問題があるという指摘がありました。

サービス業全体の構造をどう把握するか。統計をどう整備していくかということでサービス業全体の構造が把握できるようになるかについての議論が将来的に必要であるという指摘がありました。サービス産業動向調査の年次調査では、都道府県別の売上げを把握しようとしています。それよりも例えば付加価値のような費用構造の情報も重点を置く必要があるのではないかという指摘がありました。

サービス産業動向調査については、過去2年分はデータが蓄積されていますので、QEに利用する場合の統計としての安定性等について、研究を速やかに始めるべきではないかという意見がありました。

企業統計全般については、中小企業は中小企業実態基本調査で全部網がかかるが、大企業は企業活動基本調査でとらえているものの、基本的には経済産業省所管業種に限られている。企業活動をとらえる調査がなるべく多くの業種に広がることが望ましいが、基本活動基本調査の対象業種を広げることは検討していないのかという質問がありました。

基本計画で言及のある「企業活動基本統計（仮称）」という枠組みが一つの中長期的な考え方の一つとして動くならば、この下に他の業種も入ることはあり得るという回答がありました。ワーキンググループとしても、できるだけこの方向で将来的に検討していくべきだという意見が有力だったと理解しています。

4ページ、統計調査を行う上で、特に経理項目など本社一括でないと捉えることが難しくなっている。そういう動向がある。これからの企業活動は企業が中心的な役割を果たすことになると考えられ、経済の活動、アクティビティベース＝事業所ベースという統計調査の基本的な考え方は、再検討しなければならないという時期に来ているという意見がありました。この点は次期基本計画も含め、中長期的な大きな論点になると思うということです。

今回、情報通信基本調査と企業活動基本調査の一体化は、一つの成果として評価できますが、これを基礎に今後の企業活動の調査をどうするかを将来の課題として考えていくべきであるという意見が大勢を占めました。

企業活動基本調査の対象企業規模について、中小企業実態基本調査との関係を含め、再検討が必要であるという意見があり、これについては下に書いてあるように平成 25 年ごろと聞いている経済センサス活動調査の結果が出た段階で考えていくという回答がありました。

まとめのところで議論をしたこととして、企業グループの視点も、企業レベルだけでなく、企業グループの視点も重要であるということ。

それから、統計調査のスクラップ・ビルドについてはニーズ、利用者等について、引き続き関係者がよく連携して検討する必要がある。全部単に統合すればいいというだけではなく、注意深い検討をした上で統合していく必要がある。調査結果の精度や安定性についても同時に慎重に考えていく必要があるという意見がありました。

時間が長くなってしまって済みません。できるだけ急ぎます。

次に「②経済活動における生産性の計測」について内閣府から報告がありました。長岡貞男一橋大学イノベーション研究センター教授からも報告がありました。長岡教授の報告の方を先にかいつまんでお話しすると、黒ポツで書いたとおり、生産性の向上が経済成長を考える上で非常に重要であるということ。

生産性そのものの把握については、価格・生産要素の正確な把握、インプット・アウトプットの総合的な把握のための企業連結ベースの把握の重要性が指摘されました。

生産性向上の源泉の把握に向けた統計を整備することについては、業種や企業規模のカバレッジの充実、企業のグローバルな展開の把握、パネルデータの整備や統計間の接続、回答率の向上などが重要であるという指摘がありました。

私のまとめというところに書いてありますが、内閣府の生産性統計の整備については、労働生産性については 2008SNA の課題にもなっているので、次の基準改定までに実現することが望ましいという意見が大宗を占めました。

4 ページの下段ですが、その他各府省からのヒアリングについて、将来の基幹統計化について検討する統計等の説明が行われました。

5 ページですが、この点については特に問題ないということで合意しました。

知的財産等、残った分については第 3 回以降で議論するということになっています。

以上、時間をたくさん取り過ぎて恐縮でしたが、これが第 1 回、第 2 回の内容でして、第 3 回以降の計画については、この資料 1 - 2 にあるとおり、今後審議を計画しています。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

御質問、御意見は後ほどいただくことにしまして、次に第 2 ワーキンググループの津谷座長からお願いします。

○津谷委員 それでは、第 2 ワーキンググループの審議状況を御報告いたします。御案内のとおり、当ワーキンググループでは統計法施行状況報告のうち、主に人口・社会統計に関する分野を審議いたしております。

お手元の資料2が当ワーキンググループに関する資料でございます、そのうちの2-1が第1回と第2回の会合の議事概要でございます。第3回は7月13日に開催いたしておりますが、現在そこに出席されました委員の方々にチェックをお願いしている最中でございますので、その議事概要はここには添付されておりません。

資料2-2が当ワーキンググループの審議スケジュールなどを示しております。

資料2-3が当ワーキンググループの重点的審議課題、それらの課題とその選定理由、担当府省をまとめて示しております。

所属メンバーでございますが、安部委員、北村委員、白波瀬委員、そして私の4人のコアメンバーのほか、第1回の会合には樋口委員と中村委員、第2回の会合には廣松委員、そして第3回の会合には樋口委員と廣松委員にも御出席をいただいております。

そして、この基本計画部会終了後に開催予定をしております第4回の会合には、樋口委員、廣松委員、椿委員にも御出席をいただけると伺っております。

では、当ワーキンググループは3回の会合を開いておりますので、詳細な議事内容を全てここで御説明することはできないと思いますので、その概要を御説明したいと思います。

第1回の会合でございますが、6月29日に開催をいたしました。ここでは審議の進め方及び重点的な審議課題の説明及び確認をいたしました。当ワーキンググループの重点的な審議課題は3項目あり、それらは資料2-3に示されております。そのうちの最初の2つの項目である「①少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」と「②企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」につきまして、関係府省より御説明をいただき、その内容についての審議をいたしました。

そこでは様々な点について活発な御質問や御意見をいただきまして、このヒアリングの結果、更に確認すべき、もしくは更なる説明が必要とされた事柄が主に3点出てまいりました。

1つ目は、雇用労働関係統計調査における選定対象についてです。ここでは、調査対象となる産業、調査規模、および対象となる事業所等、さらに世帯統計調査における調査設計について、さらなる確認が必要とされました。これら調査の担当府省は厚生労働省です。

2つ目の事柄は、各種統計における雇用者、特に非正規雇用者に関する用語概念等の整合性の向上についてです。これについても、さらなる確認、説明が必要とされました。担当府省は総務省政策統括官室です。

3つ目の事柄は、厚生労働省の各種統計における労働者に関する用語概念等の整理についてです。これについても、さらなる説明と確認が必要ということが審議の結果合意されました。これら3つの事柄につきましては、第3回目の会合で担当府省より御説明をいただきました。

第2回目の会合は7月6日に開催をいたしました。ここでは、重点的な審議課題の最後の1つである社会的政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備について、総務省統

計局より御説明、それに引き続きヒアリングを行い、その内容について審議をいたしました。その審議の結果は議事概要にお示しております。

また、重点的な審議課題以外の項目ですが、教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備についても審議いたしました。この担当府省は文部科学省ですが、これについては実施困難という自己評価を文部科学省よりいただきましたので、それについて説明をしていただき、審議をいたしました。

またこれも重点的な審議課題以外の項目ですが、グローバル化の進展に対応した統計の整備（外国人関係）についても審議いたしました。これについては法務省より御説明をいただき、ヒアリングをいたしました。ここでは特に総務省統計局の国勢調査関係について、平成 22 年国勢調査の全体的な実施状況はおおむね評価できるという御意見が出されたように思います。

しかし一方で、不詳回答が増加したことに対応するための検討が必要という御意見もいただきました。また、平成 22 年調査は調査員調査、郵送調査、オンライン調査など、試験的なものも含めて複数の調査方法を組み合わせた調査方法で実施されたわけですが、それについてのさらなる検討が必要という御意見もいただきました。

さらに、東日本大震災による国勢調査等の対応についてですが、これは平成 27 年調査で予定されておりますが、それについては評価ができるという御意見が大勢であったかと思えます。

また、国勢調査におけるワークライフバランスに係る結婚時期や出生児数の項目について、今後の大規模調査年（西暦の末尾がゼロで終わる年）の国勢調査に向けて、これらの項目の追加の可能性について中期的な検討が必要ではないかという御意見も出されました。これに対して、ワークライフバランスに係る結婚時期や出生児数の把握の必要性を全否定するものではないが、リソース等の制限があるので、他の既存調査により把握する方が現実的ではないかという御意見も出されました。

さらに、2つ目の教育をめぐる状況変化などに対応した統計の整備について、文部科学省よりヒアリングをいたしました。基本計画において学校教育関連統計の改善の必要性が指摘されていることから、本ワーキンググループにおける審議の参考とするために、第 2 回会合で審議対象となった学校保健調査以外の 3 つの基幹統計調査を対象として、学校教育関連統計におけるこれまでの主な見直し、及び今後の予定について、更なる説明をお願いしました。これについては第 3 回会合において文部科学省より資料が提出され、御説明をいただきました。

次に、第 3 回会合ですが、これは 7 月 13 日に開催いたしました。ここでは、第 1 回と第 2 回会合において確認すべきとされた事柄について主に審議をいたしました。さきほどご報告したように、第 1 回会合では 3 つの主要な事柄が指摘されました。そして、第 2 回会合では文部科学省に更なる御説明をいただきたいとした事柄がございました。これらの事

柄について、3つの担当府省より御説明をいただきまして、それに基づいて審議を行いました。

また、重点的な審議課題を中心として、第2ワーキンググループの審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項の骨子案のたたき台をお示し、それについての予備的な議論を行いました。この第3回会合で委員の方々よりいただいた御意見、御質問などについては、今日これからこの基本計画部会の終了後に開催予定の第4回会合でそれを反映させた素案の修正案を基に議論を行う予定でございます。

ただ、その前に、本日予定されている第4回会合では、重点的な審議課題以外の事項で担当省より実施済みという自己評価がなされている事項、これは17事項ございますけれども、それらについての審議をまず行わせていただくつもりでございます。これについては、先週コアメンバーの委員の方々及び樋口委員と廣松委員にも、担当府省の自己評価に対する評価をいただいておりますので、それに基づいてまず審議をさせていただきたいと思っております。

その後、第2ワーキンググループの審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項の骨子案の修正版をお示しして、議論を行いたいと思っております。そして、その結果、審議結果の取りまとめをさせていただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて第3ワーキンググループの廣松座長からお願いします。

○廣松委員 第3ワーキンググループの関係の資料は、資料3でございます。

この資料の構成は第1ワーキンググループ、第2ワーキンググループと同じで、資料の3-1で今まで2回行いました会合の議事概要、資料3-2がスケジュール等、資料3-3が重点的な審議課題でございます。

資料3-2、3-3に関しましては、既にお示ししたのものでもありますので、資料3-1に基づき、これまで2回行いました会合の内容に関して御説明を申し上げます。

第3ワーキンググループは、第1回を6月29日、第2回を7月9日に行いました。

まず、第1回の6月29日には、お手元の資料3-1の1ページにございますような方々に御出席をいただき、議論を行いました。

議事の内容といたしましては、「(1)第3ワーキンググループ検討の進め方について」、「(2)重点的な審議課題等のヒアリング等」、「(3)その他」でございます。

特に重要な議題でございます「(2)重点的な審議課題等のヒアリング等」の中で、まず「①緊急ニーズへの対応」として、東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応に関して、議論を行いました。

2ページ目でございます。まず、政策統括官室の方から概要について説明をいただき、更に各府省から補足説明をいただきました。

その主なものは、「補完推計・補完調査の実施」につきましては、例えば労働力調査に関しましては、被災3県について、行政記録情報等も活用した補完推計を実施し、公表したこと。更には、文部科学省の社会教育調査でございますが、被災地における補完調査、これは一般統計調査として行われたものですが、その結果を参考値として公表する予定となっております。

2番目として「特別な措置を講じた場合の公表等」につきましては、これは個人企業経済調査等でございますが、調査の規模が比較的小さいことから、補完推計は考えていないものの、前年比較に資するよう44県分の数値を提供しているということ。更には、一部の県を除外して一旦公表等を行い、取りまとめが可能となった時点で除外した県を加えて再集計し、追加公表する。これは作物統計調査の対応でございますが、このような措置も行われました。

「その他」といたしまして、調査対象地域を除外することなく、被災地のすべての事業所に電話確認し、稼働状況等の確認結果を基に推計をし、また、連絡が取れない事業所のデータは生産量ゼロと仮定して集計・公表したという生産動態統計調査のようなものもございました。

これらの説明に関しまして、委員の方々からは、各府省で工夫をして補完推計や補完調査等の対応をしていることは評価できる。今後、補完推計値の精度や補完推計を行っていない統計における補完推計の可能性なども検討する必要があるという御意見がございました。

3ページでございますが、震災に対する各府省の取組みがどのように利用され、役立つかなどについても情報を整理しておく必要があるという御意見をいただきました。

それらの説明、御意見を踏まえまして、座長といたしまして、災害への備えとして統計作成上の特別措置についての国民への一元的な情報提供や欠測値の適切な補完集計等に関して、今後も検討する必要がある。また、更に今後の教訓として、今回の国・地方等を通じた対応状況を総合的に整理し、適切に記録・保存することが必要であると取りまとめました。

2番目の重点的な課題といたしまして「②統計の評価を通じた見直し・効率化—『統計の品質保証』の取組による有用性の確保・向上—」に関して議論をいたしました。

これにつきましては政策統括官室の方から、公的統計の品質保証に関するガイドライン、あるいは国連統計委員会の国家品質フレームワークについて説明をいただき、また、樺委員から日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について、それぞれ御報告をいただきました。

各府省の対応として、品質表示についてはホームページの見直し作業等を通じて、ある程度実施がされておりますが、品質評価の方については作業中あるいは検討中といった説明がなされました。これらの説明に関しまして、委員の方々からは、品質評価の取組みによって、かえって手間やコストが増えるのではないかという御心配もございました。それ

に対しては、確かに手間は増えるのかもしれないけれども、一方で効率性ということも品質評価の項目に入っており、それは十分に評価するべきではないかということ。

それから、この品質評価に関しまして、ガイドラインが策定されたわけですが、そのガイドライン策定以降、各府省による取組みの進捗を何によって確認するのかという質問もございました。それに対しては、ガイドラインでは各府省による品質保証に関する実施計画の策定、公表の規定があり、これが進めば、ある程度確認ができるようになるのではないかという回答がございました。

4 ページ目でございますが、それらの意見および議論を踏まえまして、品質表示については取組みが進んでいるものの、品質評価についてはさらなる取組みの推進が必要であること。各府省の取組みに関して情報共有の場の設定や取組状況の公表なども検討すべきであるという形で取りまとめを行いました。

第1回目は、その他の共通・基盤的事項として、民間事業者の活用についても議論をする予定でございましたが、それに関しましては時間がなくなってしまったものですから、2回目に送るという処置を取りました。

第2回目、7月9日でございますが、5 ページ以降です。そこに記してございますような出席者の方々の参加を得て、議事としては「(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等」では、その他の共通・基盤的事項、すなわち1回目で積み残したものをまず審議した上で、効率的な統計作成、行政記録情報との活用、その他の共通基盤事項でございますが、統計職員等の人材の育成確保等に関して議論をいたしました。

主な議事概要でございますが、まず、その他の共通・基盤的事項でございます「民間事業者の活用」に関しましては、既に統括官室の方で民間事業者の活用に関するガイドラインが策定され、その改定も行われました。その説明に基づき、各府省から意見をお伺い、その回答等を記してございますが、民間事業者の活用について問題等が生じているところはあるのかという問いに関しまして、入札のつど、事業者が交代するケースもあり、事業者のノウハウの蓄積が進まない、あるいは事業者にとってメリットが乏しいなどの指摘もございました。

また、少し観点が違うものでございますが、流通分野などの ICT 化によって蓄積されている民間のデータを有効活用すれば、より効率的なデータの取得も可能になるのではないかという御意見もございました。それに関しては、必要に応じて民間データの活用を進める余地もあるのではないかという回答がございました。

これらの議論を踏まえ、座長の取りまとめとしまして、一定の分野においては民間事業者を活用して効率的な統計の作成・提供を進めることが重要であると考えられる。ガイドラインについては、現時点では、さらなる改定の余地が乏しいものと考えられますが、関係府省による情報交換や事業者団体との意見交換については、今後も引き続き取組みを進めていく必要がある。更には、民間事業者の活用に際して、業務の見直しも含めた、より広い観点からの検討をする必要があるという形で取りまとめをいたしました。

2回目の会合の2番目の大きな議題でございますが「②効率的な統計作成—行政記録情報等の活用—」でございます。これに関しましても、まず統括官室の方から行政記録情報等の現状に関して御説明をいただきました。今後も行政記録情報の活用の実態を把握することが重要であるということから、継続して実態を把握し、取組み推進に役立てるようにしたいという基本的な考え方が示されました。

イといたしまして、これは具体的に今回の基本計画の中で取り上げられているものがございますが、国税庁及び経済産業省からオーダーメイド集計による税務データの活用について御説明の後、審議を行いました。

国税庁の方から、税務データのオーダーメイド集計による活用可能性については、データの定義概念の相違、税務データの電子化の状況等から活用は困難との結論に至ったという説明がございました。今回の自己評価の中でも実施困難という形になっております。

ただし、新たなニーズを含め、今後の活用を否定するものではなくて、以下の4つ条件1) 必要とされるデータを国税庁が有していること、2) 当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、3) 当該データが電子化されていること、4) 所要のコストを活用側が負担できること、という4つの条件を満たされれば、税務データの活用も可能であると御説明があり、今後、要請内容に応じて検討していくと御意見をいただきました。

これらに関しまして、委員の方々から幾つか御意見が出されました。まず、アメリカ、カナダ等では税の情報が広範に利用されている。概念の相違を認識した上で活用する道があるのではないか。4つの条件を満たされればオーダーメイド集計を検討するという事なので、今回の実施困難ということを最終結論とするという形では終わりにしないでほしいという御意見。

更に、現時点では実施困難となっているものの、4条件を満たされれば実施されるということなので、今後も継続して検討していただきたいと、ほぼ同趣旨の御意見がございました。また、統計部局側からは電子化の状況を踏まえつつ、行政記録情報の活用の必要性を強く主張し続けることが必要であるという御意見もいただきました。

7ページ、これまでの段階で外部の有識者も加わったような検討の場を設けられているのかという質問に対しては、残念ながら現状では設けられていないという状況のようでございます。

更に税務情報を出せるか出せないかというオール・オア・ナッシングの議論ではなくて、特定の地域、業種の限定したときにオーダーメイド集計が具体的にどの程度できるかなどを検討することが重要であるという御意見も出されました。電子化の状況については、残念ながら、現段階では活用したいデータは全件電子化をされていないという判断が国税庁の返答でございました。

ただ、現在、これは基本計画の中にも書かれていますが、行政記録情報の活用については、調査実施省が調査企画段階で自らチェックした上で、その後、政策統括官室が承認審査の段階でチェックをすることになっている。特に重要な課題については、基本計画に記

載されているため、毎年の法施行状況報告の審議の中で検討できる形になっている。したがって、この行政記録情報の活用ということに関しては、今後も検討することができると同時に、その必要があると考えております。

2番目の具体的な例といたしまして、漁業センサスへの漁船登録データの活用でございます。これに関しましては、農林水産省の方から漁業センサスへの漁船登録データの活用については、次期調査計画について統計委員会への諮問を行う予定、これは今年の11月の予定と伺いましたが、その際に検討結果を報告したいという御意見でございました。ただし、現状では機械的な照合は難しい等の課題が見られるということでございますが、具体的には諮問、答申の審議のときに十分検討していただければということになりました。

更に、3番目の具体例が国土交通省の法人土地基本調査への固定資産課税台帳の活用でございます。これに関しましては現在、国土交通省の方で検討中であるが、固定資産課税台帳は市町村が保有しているため、納税者の委任状の提出等、市町村への手続面で大変問題が多い。次期調査では活用が困難ではないかという御判断でございました。

これに対しまして、委員からの意見として、固定資産課税台帳データの活用のためには、本人の承諾が必要ということであるが、匿名化して統計化することは制度的にはできないのかという御質問がありましたが、現状では市町村に納税者の委任状を持参して、閲覧・転記をするという方法以外あり得ない。将来、固定資産課税台帳の情報がビジネスレジスターに登録されるとか、全市町村の固定資産課税台帳がネットワーク化されて、アクセス可能になるというような利用環境を整えば、是非活用したいという回答でございました。

8ページ、行政記録情報の利活用に関しまして、他にも多々問題点等がございますが、一応以上の議論を踏まえ、座長といたしまして、以下のように取りまとめました。

まず、行政記録情報の活用については、一定の効果が挙げられているものもございます。ただし、行政記録の電子化の状況や活用のコスト効果等を考慮すると、現時点ではすぐに活用が見込めないものも認められます。したがって、引き続き、不断の調査・検討が必要であるというものでございます。

2番目として、特に税務データのオーダーメイド集計結果の活用に関しては、直ちに活用することが困難な状況である一方、4つの条件を満たせば、活用は可能であることが明らかになりました。したがって、国税庁の方からは実施困難という自己評価が出されているわけですが、今後も地域や業種を限定した検証等、検討の継続をお願いしたいと考えております。

漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳のデータの活用については、次期調査計画の諮問答申の中で十分御審議いただけたと思いますので、結論はその場に委ねたいと考えております。

3番目は、その他の共通・基盤的事項のうち、統計職員等の人材の育成・確保の問題でございます。これも残念ながら時間が足りなくなってしまったものですから、議論そのものは第3回目に回すことにいたしまして、とりあえず第2回目では政策統括官室の方から、

この統計職員等の人材の育成確保等の全般的な状況について説明をいただきました。更に、内閣府、各省及び日本銀行から補足説明をいただきました。

その後、私の方から各府省における人材の育成・確保への平成 23 年度の対応状況に関する一覧表が資料として提出されていましたが、平成 21 年度、22 年度、23 年度の 3 年分を作成して頂き、各府省の統計関係職員の推移を経年的に追えるような形の資料を出していただいた上で、第 3 回目で審議をするということにいたしました。

第 3 回目は 7 月 25 日 15 時から開催する予定でございます。

以上が 2 回の会合の議事概要でございます。

最後に資料 3-2 に関しまして、一言おわびでございます。これも基本計画部会で一度申し上げたことですが、どうもワーキンググループの第 3 の方では、多くの横断的な課題があり、時間がかかり押しおまして、一番最後に予備回と書いてございますが、第 5 回目として正式に行うことにいたします。

ただし、これは私の全くのミスでございまして、そこに 8 月 20 日 15 時からと書いてございますが、私が海外出張から日本に帰ってくる日を 1 日間間違えまして、20 日に帰ってくることに気が付きまして、申し訳ありません。今、コアメンバーの方々と日程を調整しております。確定次第、皆様方に御連絡を申し上げます。次回は、今、御説明いたしました人材育成の部分も含めまして、二次的利用に関する審議を行う予定でございますので、御興味がおありの委員の方々にも御出席をいただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○津谷委員 委員長、済みません。先程申し上げたように、第 2 ワーキンググループの第 3 回の会合については、現在、議事概要（案）が出席された委員の間で回覧中であり、確定しておりませんので、ここに配付資料として含まれておりませんが、第 3 回会合で話し合われたことについての委員の方々の御意見をここで紹介させていただいてよろしいでしょうか。

口頭で申し訳ございません。ゆっくり話しますので、もしこの会合に御出席になった委員の方々に、私の説明についてそうではないのではないかという御意見がおありになりましたら、この場で承りたいと思います。

会合の内容の詳細はまだ確定していないので、ここで申し上げない方が良いかとも思いましたが、他のワーキンググループの御報告を伺って、やはりここで紹介をさせていただいた方がよいであろうと思直しました。

第 3 回の会合は 7 月 13 日に開催いたしました。ここでは、第 1 回及び第 2 回の会合において説明を受け、さらなる確認、議論が必要とされた事柄について審議をいたしました。

まず、第 1 回会合で宿題とされた事柄のうち最初の雇用労働関係統計調査における対象選定及び世帯統計調査における調査設計についてですが、この関係府省は厚生労働省でございます。これについて、厚生労働省より資料を提出いただきまして、話し合いを行いました。その結果出された主な意見は、雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を把握すると

いう厚生労働省の計画についてです。その場合、時系列の比較が可能となるよう、調査対象事業所数などを固定して調査を行う必要があるのではないかとこのものでした。

また、雇用労働関係統計について、各統計調査間の比較可能性を向上させる必要があるという御指摘もいただいております。しかし、その一方で、時系列的な統計調査については、その継続性を確保する必要があるため、調査のフレームワークを変更する際には、慎重な検討を要するという御意見もいただきました。

2番目の事柄は各種統計における雇用者、労働者に関する用語や概念の整合性についてです。この担当府省は総務省政策統括官室及び厚生労働省ですが、これについても詳細な資料を提出いただき、説明を受けました。

それに対して、委員から出された主な意見ですが、まず、雇用者・労働者に関する用語について、一般の統計ユーザーにも容易に理解できるような整理や説明が必要であるという御指摘をいただきました。

また、用語概念の整合性の検討に際しては、個々の関連統計調査の用語の整理だけでなく、関連統計調査共通の上位概念を整理する必要があるのではないかと。そのためには総務省政策統括官室がイニシアチブを取って整理することが望ましいという御意見もございました。

さらに、用語概念の整合性の検討に際しては、各府省間の差異を最小にするためにも、検討の初期段階から各府省横断的に作業を進めていく必要があるという御指摘もいただいております。

以上が第1回の会合で宿題とされた事柄でございます。

そして、3番目は第2回の会合で宿題とされました事項である学校教育関連統計調査のこれまでの主な見直し及び今後の予定についてです。この担当府省は文部科学省です。文部科学省の基幹統計については、今後必要に応じて、統計法の規定に基づき諮問を行うことが必要であろうという御意見をいただきました。また、大学教育が多様化されている中で、社会人学生等の状況など、生涯教育の状況などを把握することも中長期的な課題ではないかという指摘もなされております。

以上が第1回、第2回会合において確認すべきとされた事柄に関する主な意見でございますが、更にこの第3回会合では、第2ワーキンググループの審議結果報告の骨子案を示し、それに対して、このワーキンググループの審議結果報告に盛り込むことが望ましいと思われる事柄についても、出席された委員より御意見をいただきました。

その主なものの第1点目として、少子高齢化、ワークライフバランスの総合的な把握をするためには、関係する各種統計調査の全体像を整理した上で、調査項目が不足しているかどうかについて検討する必要があるのではないかとこの御意見が出されました。

第2点目として、同一企業内での就業形態の転換の状況については、依然として既存の統計調査では把握できていないのではないかとこの御指摘もいただきました。これらの御意見は、この後に開催されます第4回会合でお示しする予定の第2ワーキンググループ審

議結果報告の修正素案に反映させていただいておりますので、これについてさらなる審議をいただく予定になっております。

以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

第1、第2、第3ワーキンググループ、それぞれの座長から詳細な御説明をいただきました。ただいまの説明、報告につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○西郷委員 資料2、第2ワーキンググループの審議状況についての中での重点的な審議課題で言いますと、2の(3)の②に当たります。東日本大震災が与えた影響を把握するための国勢調査における調査項目の追加等の可能性ということで、以前に津谷座長が5年前の居住地について、平成27年調査においても加えるべきではないのかということを決かの会合でおっしゃっていたことがあったように記憶していて、私もそれは大賛成でした。今ここで言及がなかったのも、それについてはどういうふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○樋口部会長 お願いします。

○津谷委員 ありがとうございます。第2ワーキンググループの第2回会合の議事概要には書かれておりませんが、これについては総務省統計局もきちんと把握をしたいということですので、必ず入るであろうと理解をしておりますので、確認したいと思います。

国勢調査は震災が起こった前年の10月1日付で実施された人口の全数調査ですので、貴重な情報源となるかと思えます。2015年の国勢調査は簡易調査ですので、通常は調査項目数は限られておりますけれども、今回については特別に調査項目の追加を検討する必要があるかと思えます。2010年以降5年間の人口移動について、特に東北三県を中心に人口移動が起こっていると思えますので、国勢調査の調査項目については注意をして確認をしたいと思えます。

○西郷委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口部会長 ほかにいかがでしょうか。安部委員。

○安部委員 第1ワーキンググループに質問です。これは私の理解不足による質問になってしまうかもしれませんが、貿易統計について業務統計から日本の統計体系に合うようなものを作成するのが実施困難だというようなお話で、それに関しても議論があるようなのですけれども、これは何か国際的に見て、日本の貿易統計が日本だけこの情報が欠落しているとか、こういうことがわからないとか、そういうことがあるのかどうかという点を御教示いただきたいと思えます。

もう一点は、細かい点ではあるのですが、第1ワーキンググループの5ページ目の一番下の「公共事業予算の執行状況に関する統計について」というところに、「手計算であり電子化されていない」とあるのですけれども、これが手計算であるというのは、どういう意味なのでしょう。

○樋口部会長 それでは、2点ほどお願いします。

○深尾部会長代理 貿易統計については、基本的にこの議事概要の第1回の2ページ目に書いてあるとおり、国際条約や国際基準に基づいて使われており、基本的に国際標準でつくられているという理解です。その意味で、日本が外れているということは特にはないと思います。ただ、上にも書いてあるように、国民経済計算において委託加工貿易に関する情報を提供してもらう必要があるとあって、今後の要請はあり得るという理解です。

御承知のように、一部の国では企業データと接続して研究することが進んでいて、例えばフランスなどは代表的な例ですけれども、その意味では日本は遅れている。これは3ページにある貿易統計と企業情報のマッチングの課題ということになりますが、その点では日本はかなり遅れている方だと思います。

手計算というのはデジタル化されていなくて、手計算されているのだと思いますが、この部分については、これ以上のことは理解していません。

○樋口部会長 これは総務省ですか。財務省ですか。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 済みません、財務省でございます。

こちらの公共事業施行状況報告につきましては、エクセルでまさに手入力で集計をしているという意味合いのものになります。

以上でございます。

○樋口部会長 どうぞ。

○伊藤総務省政策統括官 公共事業の予算の執行状況というのは、各都道府県、市町村、国、工事の担当のところがそれぞれ契約をして、予算部局に集計をする。要するにそれがもう一つ大事なことは、企業会計ベースではなくて、工事の契約発注をしたからといって、すぐに出るわけではなくて、官庁予算ベースですから、経済の動向として見る時に発生主義ではない見方で役に立つのかという問題がそもそもあるんですけれども、要するに国なり都道府県の予算の発注事務というのは、国は比較的ADAMSを使って、今、機械入力されていますけれども、統一の仕組みができたから、やっとならできている。

今、一番問題になっているのは、地方公共団体の債務なりの動向が相当大きくなってきたので、金融市場その他に与える影響は大きいから、データが欲しいという話なんですけれども、ほとんどの地方公共団体でそういう状態になっていないということで、いざ集めようと思っても、手間と暇が相当かかるというのが問題の本質になってくると思います。

○樋口部会長 これは進捗状況、進捗ベースの話ですね。これは統計の問題であると同時に、もっと大きな問題もあるような気がします。それについては、もう議論は終わっているということよろしいですか。それとも、今の御指摘を受けてという。

○深尾部会長代理 第3回目でも継続して議論することになっていますので、その結果については、また御報告をしたいと思います。

○樋口部会長 どうぞ。

○安部委員 手計算と書いてあったので私も驚いたのですが、それはともかくとして、それではどれくらいの労力が使われているのか、今後の議論でもそういうことが出てくるかもしれませんので、その点を把握していただきたい。お話を伺う範囲では、非常に難しいことであると同時に、統計としてのニーズはかなりあるということのようですので、実際にどれくらいの労力が使われていて、その労力が大きい原因がどこにあるのかということをも具体的にわかるようにしていただいて、また今後何ができるかということをお検討いただければ、ありがたいです。

○深尾部会長代理 ニーズ自体についても内閣府が仮に提出された場合に、有用かということも含めて次回以降に議論をしますので、その中でもし非常にニーズが高いということでしたら、実際に実現化していくためにどういうことをする必要はあるかについても議論をしたいと考えています。

○樋口部会長 では、御検討のほど、よろしく申し上げます。

ほかにどうでしょうか。よろしければ、引き続き、各ワーキンググループにおいて御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、私の方から1点、今後の統計法施行状況審議の取りまとめについて提案がございますので、お聞きいただきたいと思ひます。

それはただいま説明がございましたように、重点的な審議課題については、各ワーキンググループで精力的な審議をいただひているわけですが、それ以外の課題についてはどのようにしたらいいかということでございます。

先ほども説明がございました各ワーキンググループにおいて、重点的な課題を中心に議論をしていただひておりますが、その一方において、平成23年度の統計法施行状況報告におきましては、過去2回の報告と異なり、各府省からの自己評価の報告をいただひているところでもあります。これに対する委員会としての評価も実施する必要があると考えております。

今回、特に実施困難とされている施策については、十分に精査していただひているところですが、これ以外の実施済とされている施策について、自己評価の妥当性について判断をする必要があるのではないかと考えております。しかしながら、一方で審議に用いる時間的な制約というものもござひまして、すべての課題を網羅的かつ十分に審議することは、現実的にはかなり難しいと思ひます。

このため、重点的な審議課題以外の課題につきましては、今後、残されているワーキンググループの審議の中で、特に実施困難または実施済と自己評価しているもののうち、明らかに妥当と認められるもののみ結論を出していただひまして、その他の課題につきましては結論を保留し、引き続き、来年度、平成24年度の評価に向けて注目していくということにしたいと考えております。今回については来年度、審議を継続することもあるというようなことを御了承いただきたいと考えております。

今回の統計法施行状況報告は、今後検討が行われていきます次期基本計画の作成に向けての基礎資料になるというものでもございます。必要に応じて事実確認等を行っていることは可能であると考えております。なお、「実施困難」または「実施済」と自己評価したのについて、具体的に各ワーキンググループでどのように取りまとめるかにつきましては、先日開かれました部会長及び座長会合におきまして、各座長等と十分に御相談をいたしました。共通な認識も持つことができていると私は判断しております。

詳細につきましては、各座長の御判断に任せたいと考えておりますので、いずれにしましても、その審議結果につきましては、今後のワーキンググループの審議結果報告の一部として、次回の基本計画部会は8月29日に開催される予定でありますが、そこで御報告をいただきたいと考えております。これが私の素案でございますが、いかがでしょうか。

今回何もないと、全部認められたというふうになるのが怖いということでありまして、審議は続いているということをも明記したいということでもあります。今回ここで指摘されなかったから、これで来年はもうありませんということではなく、来年度以降もそういった項目については検討していく。ただ、これはもうはっきりOKというものについては、皆さんのワーキンググループで意見がまとまれば、そのようにしていただき、基本計画部会でそれを審議することにしたいというのが趣旨でございます。

どうぞ。

○津谷委員 ただいまの部会長の御提案に心から賛成ですが、更に付け加えさせていただきますと、この平成23年度の自己評価では、「実施予定」の①と②があるわけですが、それらの中には、来年度には実施されることもあるかと思えます。今回、担当府省の自己評価が「実施済」というものに対して、その妥当性をワーキンググループで審議をしたわけですが、「実施済」という自己評価が明らかに妥当であると評価される事項以外は、来年も審議の対象になるということに付け加えて、「実施予定」のものも場合によっては来年の審議の対象になると理解してよろしいでしょうか。

○樋口部会長 そのように考えております。今回の各府省からの自己評価を見ますと、これまでのレビューにおいて「実施済」と言ったのに、そのときには問題が指摘されなかったから、もう既に通ったと判断するものも幾つかございまして、そうではなくて十分に審議していなくてということは明記した方がいいと、私は率直に認めて、それを記載したいと考えているということでございます。

ありがとうございます。それでは、そのようにお認めいただいたということにしたいと思えます。

それでは、各ワーキンググループの皆様におかれましては、引き続き御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、おおむね予定の時間も近づいておりますので、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

最後に次回の基本計画部会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は8月29日15時から予定しております。内容は各ワーキンググループの審議結果を御報告いただきまして、審議結果報告書の取りまとめの審議を行うことを予定しております。

○樋口部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会は終了いたします。どうもありがとうございました。